

嶺南広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月29日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写し等の交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第4条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例（嶺南広域行政組合条例第3号）第1条に規定する嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第5条 管理者は、毎年度、各実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。